

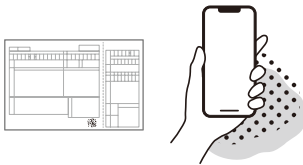
軽自動車税と固定資産税の支払いが便利になります

問 税務課 収税係（軽自動車税）固定資産税係 ☎0968・86・5723

令和5年4月から、軽自動車税と固定資産税の納付方法が拡大します。

●納付書にeL-QR（QRコード）が印字されます。

- 金融機関の窓口が増えます。
肥後銀行、玉名農業協同組合、ゆうちょ銀行、熊本銀行のほか、九州労働金庫、みずほ銀行など全国の共通納税対応の金融機関の窓口で支払うことができます。
- クレジットカードやインターネットバンキングが利用できます。
※クレジットカード払いは、手数料が必要です。
- スマホ決済アプリでも支払うことができます。
PayPay、d払い、auPAY、ファミペイ、楽天ペイなど
- 和水町役場本庁会計室、三加和支所地域振興課窓口でもこれまで通り支払うことができます。



●口座振替（口座からの引き落とし）が便利です。

肥後銀行、玉名農業協同組合、ゆうちょ銀行、熊本銀行、役場本庁税務課の窓口などで簡単に申込できます。



※対象の金融機関、「地方税お支払いサイト」での支払い、スマホ決済などの詳しい内容は、地方税お支払サイトの「よくあるご質問」で確認してください。

（地方税お支払サイトの「よくあるご質問」）
https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010004



コンクリート資材などを無償譲渡します

問 建設課 建設係 ☎0968・86・5726

道路工事などにより不要となったコンクリート資材など（以下 資材）について、将来再利用のため保管しておりましたが、資材置場の整理のため次の日時において無償譲渡を行います。
譲渡ご希望の人は、引渡し当日の午後1時30分に集合をお願いします。

と き 5月17日(木) 資材の確認 午前10時から午前11時30分まで
資材の引渡し 午後1時30分から午後4時30分まで

ところ 和水町役場三加和支所 資材置場前

注意事項

- 資材の譲渡については先着順とします。
- 営利目的（販売や自らが営利目的で行う事業に使用）の場合は、譲渡を行いません。
- 引き渡すことができる資材の量は運搬する車両の最大積載量を上限とします。運搬の際は必要に応じて資材の固定を行ったうえで運搬して下さい。
- 資材の積み込みおよび運搬は自らの機材、労力を用いて行ってください。
- 譲渡した資材の返却は受け付けません。



減免が受けられる軽自動車の範囲

【障がい者が18歳以上の場合】

◎身体障がい者等が所有者である軽自動車で次のいずれかに該当する者

- 身体障がい者本人、または障がい者等と生計を一にする者が運転する軽自動車
- 身体障がい者等のみで構成される世帯の場合、身体障がい者等を常時介護する者が日常的に介護するために運転する軽自動車

【障がい者が18歳未満の場合、知的障がい者の場合又は精神障がい者の場合】

生計を一にする者が所有者である軽自動車

【その他の場合】

◎障がい者のために特別の仕様がされた軽自動車

【公益減免】

公益のため直接専用する軽自動車等についても、減免の対象となる場合があります。

対象となる障がいの程度

※障がい名が2つ以上の場合は、各々の障がいの程度について等級（程度）が認定されますので、あてはまらない場合もあります。

障がいの区分		本人が運転する場合	家族運転の場合
視 覚 障 が い		1 級から 3 級および 4 級の 1	1 級から 3 級および 4 級の 1
聴 覚 障 が い		2 級および 3 級	2 級および 3 級
平 衡 機 能 ・ 音 声 機 能 障 が い		3 級	3 級 (音声機能障害は 非該当)
上 肢 不 自 由		1 級、2 級の 1 および 2 級の 2	1 級、2 級の 1 および 2 級の 2
下 肢 不 自 由		1 級から 6 級	1 級から 3 級
体 幹 不 自 由		1 級から 3 級および 5 級	1 級から 3 級
心臓・じん蔵・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸又は小腸機能障がい		1 級および 3 級	1 級および 3 級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1 級および 2 級	1 級および 2 級
	移動機能	1 級から 6 級	1 級から 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい・肝臓機能障がい		1 級から 3 級	1 級から 3 級
療育手帳		障害の程度が「A」と記載された者	
精神障害者保健福祉手帳		「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項」に規定する障害等級が1級である者	

手続に必要なもの

- 車検証（有効期限が切れていないものに限る）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
- 運転する人の運転免許証
- マイナンバーカード（個人番号が分かるもの）
- 令和5年度の軽自動車税種別割の納税通知書
- 家族運転の場合は、通院証明書、通学証明書等の証明書（初回申請時、変更時のみ）